

各関係機関・団体の長 様

島根労働局雇用環境・均等室長



パートタイム・有期雇用労働法等説明会の開催について(周知協力依頼)
～同一労働同一賃金の実現に向けて～

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、雇用環境・均等行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、正社員と短時間・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を定めたパートタイム・有期雇用労働法が令和2年4月1日(中小企業は令和3年4月1日)から施行されております。

また、女性活躍推進法等の一部を改正する法律により、女性活躍推進に関する行動計画の策定義務企業の拡大、パワーハラスメント防止対策の義務化、子の看護休暇及び介護休暇の時間単位の取得などの改正がなされました(一部施行済み)。

島根労働局では、法に沿った雇用管理にお取り組みいただくため、標記説明会を開催いたします。

つきましては、業務御多忙の折とは存じますが、貴関係機関や貴傘下会員等へ本説明会及びパートタイム・有期雇用労働法の周知について、御協力くださいますようお願い申し上げます。

同封資料

- ・パートタイム・有期雇用労働法等説明会ちらし
- ・パートタイム・有期雇用労働法の概要(リーフレット)
- ・「同一労働同一賃金」への対応に向けて
- ・「仕方がない」と思っていないですか？
- ・パート・有期労働ポータルサイトのご紹介
【同一労働同一賃金や多様な働き方に関する WEB 研修の案内等を掲載】
- ・島根労働局雇用環境・均等室からのお知らせ
- ・働き方改革関連法に関する説明会
【松江市、出雲市、浜田市で開催予定の説明会】
- ・広報誌等への掲載例文

申込及び問合せ先

島根労働局雇用環境・均等室

〒690-0841 松江市向島町134-10

電 話 0852-31-1161

F A X 0852-31-1505